# 第60回全日本居合道大会要項

全日本剣道連盟

1. 趣 旨 全日本剣道連盟居合の普及振興を図ると共に、各都道府県剣道連盟の代表選手により優勝試合を行い、居合道の技術の向上を図る。

さらに個人演武者の参加も加え、日頃の修錬を披露すると共に、参加者相互の 親睦を深め、もって斯道のより一層の発展を期するものである。

- 2. 期 日 令和7年10月11日(土) 午前9時25分開会 ※都道府県対抗試合参加者 受付開始 午前8時10分 ※個人演武参加者 受付開始 午前8時40分
- 3.会場東京武道館 〒120-0005 東京都足立区綾瀬 3-20-1 電話 03-5697-2111 ※交通 別紙案内図参照
- 4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟
- 5. 主 管 一般財団法人 東京都剣道連盟
- 6. 種 目 (1)都道府県対抗優勝試合 各都道府県剣道連盟より選抜された3名の代表選手により対抗試合を行い 第一位、第二位、第三位を決定する。
  - (2) 個人演武 各都道府県剣道連盟を通じて申込まれた参加者によって行う。
- 7. 出場資格 (1) 都道府県対抗優勝試合
  - ア 各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。
  - イ 本連盟の居合道五段、六段、七段各1名とする。 ※六段および七段該当者がいない場合は、五段の者の出場を認める。
  - (2) 個人演武
    - ア 各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。
    - イ 本連盟の居合道五段以上の者であること。
    - ウ 都道府県対抗優勝試合出場者は、参加できない。
  - (3) 前記各項の資格を有する会員であっても、本連盟以外の居合道団体に入会している者は、本大会に参加することはできない。
- 8. 申込み (1) 都道府県対抗優勝試合出場者

ること。

令和7年 までに、別紙に定める申込書により、全日本剣道 連盟に送付し、写しを東京都剣道連盟に送付すること。

(2) 個人演武 令和7年 までに、別紙に定める個人演武申込書により、 東京都剣道連盟に送付すること。なお、申込金については、個人演武申 込金の一覧表(別紙)と共に1人4,000円を添え全日本剣道連盟に送付す 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階 全日本剣道連盟 電 話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

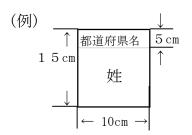
〒105-0004 東京都港区新橋4-24-2 東京都剣道連盟 電 話 03-5405-2166 FAX 03-5405-3680

- (3) 申込みは、いずれも各都道府県剣道連盟を通じて一括申込むこと。
- (4) 申込後の取消し返金については、各都道府県剣道連盟を通じて、大会の 14日前までに「欠席および返金申込届」を全日本剣道連盟に提出する こと。期日までに提出した欠席者については、参加費を返金する。

### ※個人の直接申告による取消し返金は行わない。

- 9. 組合せ 大会準備委員会において、抽選を行い決定する。
- 10. 試合・審判 (1) 全日本剣道連盟居合道試合・審判規則と同細則、および別紙大会要領に 試合方法 より行う。
  - (2) 試合は、トーナメント方式により行う。
- 11. 表 彰 (1)第一位の団体には、賞状および優勝旗・賞品を授与する。 ※優勝旗は持ち回りとし、次の大会に返還する。
  - (2) 第二位、第三位の団体には、賞状および賞品を授与する。
  - (3) 各段の第一位、第二位に対し、賞状および賞品を授与する。
- 12. 安全管理 参加者は、各自十分健康管理に留意して参加すること。また、健康保健証を 持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。 主催者において、行事実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、 応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるように手配する。この場合、当日 の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。AEDを常備する。 また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない 症状と判定された場合は、直ちに当該の試合への参加を中止とする。 なお、主催者は参加者の事故に対し(会場への往復途上を含む)、傷害保険に 加入する。
- - (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および 関連ホームページ等で公開されることがある。
  - (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
  - (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が 販売されることがある。

- 14. そ の 他 (1) 審判会議および審判研修会 10月10日(金) 審判会議および研修会 午後2時~午後3時30分 東京武道館 (東京都足立区綾瀬3-20-1) 電話 03-5697-2111 ※審判員は、各自審判旗・紋付・袴を持参のこと。
  - (2)監督会議 10月10日(金) 午後3時30分~午後4時30分 東京武道館 (東京都足立区綾瀬3-20-1) 電話 03-5697-2111
  - (3) 選手の変更は、監督会議までとする。
  - (4) 補助監督申請については、事前の申込書に記入し2名までの登録が可能。 ただし、 試合の進行上便宜的に設ける為、補助監督の氏名はプログラム には掲載されない。
  - (5) 出場者の服装等について
    - ア 都道府県対抗優勝試合の出場者の服装は、監督・選手とも剣道着または 居合道着・袴とし居合道着の色は黒または白のつつ袖とする。 剣道着の紺色 も認める。ただし、上着・袴ともに同色とする。 ※補助監督が個人演武出場者の場合でも、服装については上記の ものとする。
    - イ 名札は、団体個人とも出場者全員、左胸に下記の(例)のとおり名札 を縫い付けること。
      - ※カタカナ表記で申込みをした者は、 名札もカタカナで表示すること。
    - ウ 文字は、黒または紺の剣道着または居合道着には黒地に白字とし、 白の剣道着または居合道着には白地に黒字とする。



- (6) 本大会は、全日本剣道連盟「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。
- (7) 参加者は、放送による指示があるまで、指定された観客席で待機をお願いします。

# 全日本居合道都道府県対抗優勝試合要領

### 試合方法について

- 1 各連盟の代表3選手を、各段毎、3試合場に分けて抽選し、トーナメント方式により試合を行い、各段毎に第一位、第二位を決める。
- 2 勝者(不戦勝も含む)には、勝つごとに1点を与え、各連盟選手3名の得点(勝数) の合計数を以って団体成績を決定する。

但し、団体一位が同点の場合には、各々3選手の勝旗数により決定する。 勝旗数が同本数の場合は、代表者戦により決定する。(段位は、抽選による) 二位以下同点の場合も同じ。不戦勝には、勝旗3本を与える。

### 3 演技の本数

- (1) 試合時間は、技5本を6分以内とする。主審の「始め」の宣告から、 正面の礼を終了し、携刀姿勢までとする。
- (2) 前項の本数のうち先に古流2本を抜き、後に全剣連居合3本を抜くものとする。
- (3) 全剣連居合の指定技については、大会当日、審判長より発表することとし、 準決勝以上については、指定技を変えることもある。
- (4) 古流2本については、自由。(各回戦毎に変える必要はない)

#### 4 試合者の進退

- (1) 試合者は、プログラム順により当該試合場において待機し、所定の場所 にて相互の礼をしたのち、呼び出しに応じて遅滞なく入場する。「入場」 の合図で開始線の位置につく。主審の「始め」の宣告で試合を行う。
- (2) 正面への礼および刀礼は、演武の中に含まれるものとする。 (刀礼は全剣連居合による)
- (3) 試合者は、演武を終えたのち(刀礼および正面への礼ののち)正面を向いて携刀姿勢で判定の宣告を待つ。
- (4) 判定の宣告後、試合場から退場し、所定の場所にて相互の礼を行う。
- (5) 試合者の服装は、剣道着または居合道着・袴を着用すること。
- (6) 各自、剣道着または居合道着の左胸部に名札をつけること。(要項参照)
- (7) 試合には大刀(真剣)を用いること。登録証は必ず携行すること。

※当日各試合場において各段の代表選手は自身の1回戦までに刀剣検査を受けること。

# 第60回全日本居合道大会 日程表

### 全日本剣道連盟

種	時	間	所要時間	]
---	---	---	------	---

## 10月10日(金)

審判会議	東京武道館	14:00~15:30	1. 30
監督会議	JJ	15:30~16:30	1.00

### 10月11日(土)

係員集合	東京武道館	7:30	
監督・選手集合		8:10	
個人演武者受付		8:40	
役員・審判員集合		9:00	
監督·選手整列		9:15	
役員・審判員整列		9:20	
開 会 式		9:25~ 9:45	. 20
試合1回戦	3 試 合 場 (各 15 試合)	10:00~11:30	1. 30
試合2回戦	3 試 合 場 (各 16 試合)	11:30~13:05	1. 35
試合3回戦	3 試 合 場 (各 8 試合)	13:05~13:55	. 50
試合4回戦	3 試 合 場 (各 4 試合)	13:55~14:20	. 25
個 人 演 武	五段 ・ 六段 ・ 七段の部	14:25~15:25	. 60
試 合 準決勝戦	3 試 合 場 (各 2 試合)	15:30~15:45	. 15
試合決勝戦	3 試 合 場 (各 1 試合)	15:50~16:00	. 10
個 人 演 武	八段・範士の部	16:05~16:25	. 20
閉 会 式	表彰	16:30~16:50	. 20

- \* 1試合を約6分で計算。決勝戦のみ10分で計算。
- \* 個人演武は1回約7分で計算。

# 東京武道館

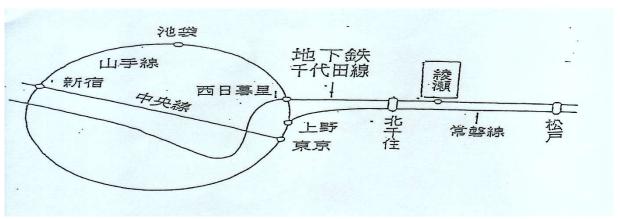
住 所 〒120-0005

東京都足立区綾瀬3-20-1

電 話 03-5697-2111(代)

案 内 义 代田線 武道館北口 駐車場入口 武道館北口 下井病院 駐輪場 東京武道館 武道館東口 武道館西口 467号線 CoCo! 1フィナネスクラブ ←日光街道(4号) ウエアハウス 梅田交差点方面 東京マリアージュ<mark>・東綾瀬八園</mark> 綾瀬駅 東京人上一千代田線 ★東口下車 徒歩5分 東口 (東綾瀬公園内をお通りください。) JR常磐線 住駅方面

【交通案内】〇JR山手線・京浜東北線「西日暮里」駅 乗換え 〇東京メトロ千代田線「綾瀬」駅下車 東口より徒歩5分



### 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事(以下「大会等」という。)に おける写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した 映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取扱いについては、次のとおりと するほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上